

大阪府公立高校進学フェア協賛（広告掲載等）取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）、大阪府広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）及び大阪府公立高校進学フェア協賛（広告掲載等）要綱（以下「進学フェア要綱」という。）に定めるもののほか、大阪府教育庁が主催する大阪府公立高校進学フェアに係る協賛（広告の掲載等）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協賛（広告等の規格及び広告料））

第2条 協賛に係る広告等の規格及び協賛金（広告料）については、別紙のとおりとする。

（掲載可能な広告の範囲）

第3条 掲載可能な広告等の範囲については、進学フェア要綱第3条の規定によるものとする。

（協賛（広告掲載等）希望者の募集）

第4条 協賛（広告掲載等）希望者の募集は、大阪府ホームページ等で公募する。

（協賛（広告掲載等）の申込み）

第5条 協賛（広告の掲載等）希望者は、大阪府公立高校進学フェア協賛（広告掲載等）申込書（様式1）に必要な事項を記載し、必要に応じて関係資料を添付して、高校改革課長に提出しなければならない。

（協賛（広告掲載等）の可否の決定）

第6条 高校改革課長は、協賛（広告の掲載等）について、進学フェア要綱第3条に基づき審査を行い、協賛（広告の掲載等）の可否の決定をする。

2 協賛（広告の掲載等）の可否について疑義を生じた場合は、進学フェア要綱第5条に基づき、審査委員会を開催する。

3 高校改革課長は、協賛（広告の掲載等）の可否、掲載内容及び条件等について、（様式2）又は（様式3）により、協賛（広告掲載）希望者に通知する。

（協賛（広告掲載）の優先順位について）

第7条 高校改革課長が特に認める場合を除き、広告の掲載は、次の順位によるものとする。

- （1）一括かつ最高の価格で申込みをしたもの。
- （2）各項目について最高の価格で申込みをしたもの。
- （3）国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- （4）私企業のうち公共性の高いもの
- （5）その他、進学フェア要綱第3条に定める広告の範囲内のもの

（関係要綱等及び遵守事項の承諾）

第8条 協賛（広告掲載等）希望者は、法令、要綱、掲載基準、進学フェア要綱及び遵守事

項を守り、協賛（広告掲載等）の決定後速やかに承諾書（様式4）を高校改革課長に提出する。

（協賛金（広告掲載料）の納付）

第9条 協賛（広告掲載）の決定を受けた申込者は、高校改革課長が指定する日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

（協賛に係る広告原稿の作成及び提出）

第10条 協賛に係る広告原稿は、高校改革課長が指定する方法により、協賛（広告掲載）の決定を受けた申込書の責任及び負担で作成し、高校改革課長が指定する期日までに電子ファイルで提出するものとする。

（協賛に係る広告の掲載及び削除等）

第11条 大阪府公立高校進学フェアに係るWEBページ等への協賛に係る広告の掲載及び削除は高校改革課が行う。

2 WEBページバナーのリンク先変更がある場合は、協賛（広告掲載希望者）より、変更日の7日前までに高校改革課長に申請し、了承を得るものとする。

（協賛に係る広告内容等の修正）

第12条 高校改革課長は協賛に係る広告の内容等が各種法令又はこの要領に違反している、あるいはおそれがある、又は誤謬があると判断したときは、いつでも協賛（広告掲載等）希望者に対して協賛に係る広告の内容等の修正を求めることができる。

2 協賛（広告掲載等）希望者は、高校改革課長から掲載する広告内容等について、修正の要請があった場合は、それに応じなければならない。

3 協賛（広告掲載等）希望者は、前項の規定により協賛に係る広告等の内容を変更するときは、掲載開始日の7日前までに高校改革課長に修正の申請をし、了承を得るものとする。

（協賛に係る広告掲載の取消し）

第13条 高校改革課長は、次の各号に該当する場合には、協賛に係る広告の掲載を決定した後でも、協賛（広告掲載等希望者）への催告その他何らの手続きをすることなく、広告の掲載を取消することができる。

（1）指定する期日までに広告料又は使用料が納付されないとき。

（2）指定する期日までに前条に規定する広告内容等の修正を協賛（広告掲載等）希望者が行わないとき。

（3）前各号に掲げるもののほか、広告の掲載等を継続することが適切でないとして高校改革課長が判断したとき。

（4）本府の業務上、やむを得ないとき。

（協賛に係る広告掲載等の取下げ）

第14条 協賛（広告掲載等）希望者は、協賛に係る広告掲載決定の通知を受取った場合においても、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。

- 2 前項の規定により協賛（広告掲載等）を取下げるときは、協賛（広告掲載等）希望者は書面により高校改革課長に申し出なければならない。
- 3 前条による取消し、及び第1項による取下げの場合には、納付された協賛金（広告掲載等料）は返還しない。ただし、高校改革課長が、天災の影響等、真にやむを得ないと認められた場合はこの限りでない。

（協賛（広告掲載等）希望者の責務）

第15条 協賛（広告掲載等）希望者は、協賛に係る広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 協賛（広告掲載等）希望者は、協賛に係る広告等の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理が完了していることを高校改革課に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、協賛に係る広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、協賛（広告掲載等）希望者の責任及び負担において解決することとする。

（雑則）

第16条 この要領に定めるもののほか、協賛に係る広告掲載に関して必要な事項は高校改革課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月7日から施行する。

(別紙)

大阪府教育庁教育振興室高校改革課 大阪府公立高校進学フェアへの協賛 (広告の掲載等) に関する広告等の規格及び広告料

※(1)から(7)については、☆の一括申込みがあった場合、☆を優先させるため、対応できない場合があります。

※大阪府広告事業要綱第3条に該当(公序良俗に反するもの等)及び大阪府広告事業掲載基準に該当(高利貸しに係るもの等)する広告掲載等はできません。

※本事業は、入学者選抜に関する事業であるため、協賛企業等の事業形態によって、応募いただく項目を制限する場合がございます。

【(1) 事前の開催周知チラシへの広告等の掲載】

①大きさ 幅(ヨコ):約210mm × 高さ(タテ)約74.25mm

②広告位置 チラシはA4サイズ・タテ向きで印刷し、その裏面の下段1/4の部分となります。

③広告料 裏面 800,000円以上(消費税及び地方消費税含む)

※データファイル形式(データの拡張子)については、「Adobe ai」でご提出ください。
(上記以外のものをご希望の場合、高校改革課までご相談ください。)

【(2) 「公立高校ガイド」への広告等の掲載】

①大きさ <裏面> 幅(ヨコ):約210mm × 高さ(タテ)約74.25mm
<中面> 幅(ヨコ):約105mm × 高さ(タテ)約99mm

②広告位置 ガイドはA4サイズ・タテ向きで印刷し、その裏面の下段1/4又は中面の1/6の部分となります。

③広告料 裏面 800,000円以上(消費税及び地方消費税含む)
中面 100,000円以上(消費税及び地方消費税含む)

※データファイル形式(データの拡張子)については、「Adobe ai」でご提出ください。
(上記以外のものをご希望の場合、高校改革課までご相談ください。)

※中面の掲載位置は、大阪府教育庁が定める任意の位置とします。

【(3) 当日配布リーフレット(会場配置図)への広告等掲載】

①大きさ 幅(ヨコ):約210mm × 高さ(タテ)約74.25mm

②広告位置 リーフレットはA4サイズ・タテ向きで印刷し、その表面又は裏面の

下段1/4の部分となります。

- ③広告料 表面 300,000円以上（消費税及び地方消費税含む）
裏面 200,000円以上（消費税及び地方消費税含む）

※データファイル形式（データの拡張子）については、「Adobe ai」でご提出ください。
（上記以外のものをご希望の場合、高校改革課までご相談ください。）

【（４）当日配布リーフレット（会場配置図）への企業等持ち込みチラシ挟み込み】

- ①部数 当日配布リーフレット（会場配置図）と同部数
- ③料金 1種：500,000円以上（消費税及び地方消費税含む）

※持ち込みチラシについてはA4サイズとし、高校改革課の指定する日時までに同課まで送付いただくか、ご持参ください。

【（５）当日場内での映像放映】

- ①掲出頻度 一日あたりの再生回数最低36回（1時間あたり6回を想定）
- ②映像の長さ 30秒以内
- ③大きさ 100インチ程度のプロジェクタースクリーン（1面）に投影
- ④広告料 1枠：100,000円以上（消費税及び地方消費税含む）

※データファイル形式（データの拡張子）については、高校改革課までご相談ください。

【（６）当日ブースへの出展及び当日場内での映像放映】

- ①大きさ ブース 縦（タテ）約3m × 横（ヨコ）約3m
- ②附属物 長机1卓、椅子3脚
- ③料金 1ブース：250,000円以上（消費税及び地方消費税含む）

※複数ブースをご希望の場合は、高校改革課にご相談ください。

※映像放映については（５）と同様

※データファイル形式（データの拡張子）については、高校改革課までご相談ください。

【（７）進学フェアに係る大阪府WEBページのバナー広告等掲載】

- ①大きさ 幅180ピクセル×高さ50ピクセル

②広告位置 大阪府公立高校進学フェアに係る大阪府 WEB ページ内に掲載します。

③広告料 1件 50,000円以上（消費税及び地方消費税含む）

※データのファイル形式（データの拡張子）については、「JPEG（ジェイペグ）」をお願いします。

※「GIF（ジフ）」、「PNG（ピング）」でも可能ですが、あらかじめご相談ください。

【☆（１）から（７）の一括協賛（広告掲載等）＋冠スポンサー権】

①内容 （１）から（７）について一括で協賛（広告掲載等）いただける企業等に対し、（１）から（７）の協賛（広告掲載等）に加え、「冠スポンサー」として企業名等を大きく掲載等する「冠スポンサー」の権利を付与します。

②料金 6,300,000円以上（消費税及び地方消費税含む）

【協賛（広告掲載等）の範囲】

次のいずれかに該当する広告の掲載等を行いません。

- ・ 大阪府広告事業要綱第3条及び大阪府広告事業掲載基準を逸脱するもの
- ・ 大阪府教育庁教育振興室高校改革課の業務運営に支障をきたすものと大阪府教育庁教育振興室高校改革課長が判断したもの
- ・ その他、高校改革課長が不相当と認めたもの